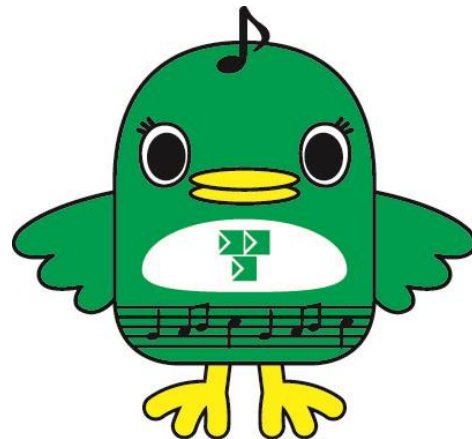


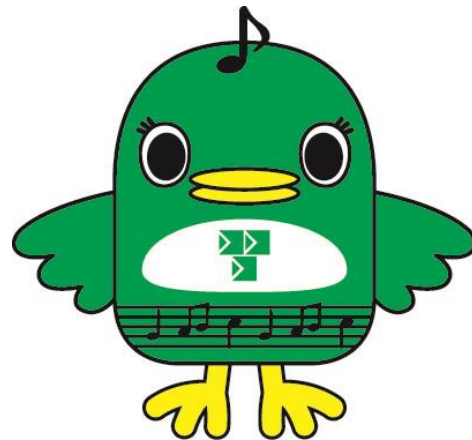
審議（1）

国民健康保険料の 保険料率改定について



令和8年1月29日
協働経済部 国保年金課

○国保事業費納付金の 算定結果



確定係数による国保事業費納付金の算定結果

千葉県から、
確定係数による国保事業費納付金の算定結果（速報値）が示された。

（単位：千円）

	令和8年度	令和7年度	増減	増減率
医療分	2,541,207	2,532,079	9,128	0.4%
後期高齢者支援金分	953,058	938,771	14,287	1.5%
介護納付金分	335,095	317,427	17,668	5.6%
子ども・子育て分	96,855	—	96,855	皆増
計	3,926,215	3,788,277	137,938	3.6%

仮係数による算定結果から、計42,914千円の増加。
診療報酬改定の影響を反映したこと等による。

1人あたり国保事業費納付金

	令和8年度	令和7年度	増減	増減率
医療分	107,852円	105,066円	2,786円	2.7%
後期高齢者支援金分	40,449円	38,953円	1,496円	3.8%
介護納付金分	39,992円	37,279円	2,713円	7.3%
子ども・子育て分	4,111円	—	4,111円	皆増
全体	166,633円	157,190円	9,443円	6.0%

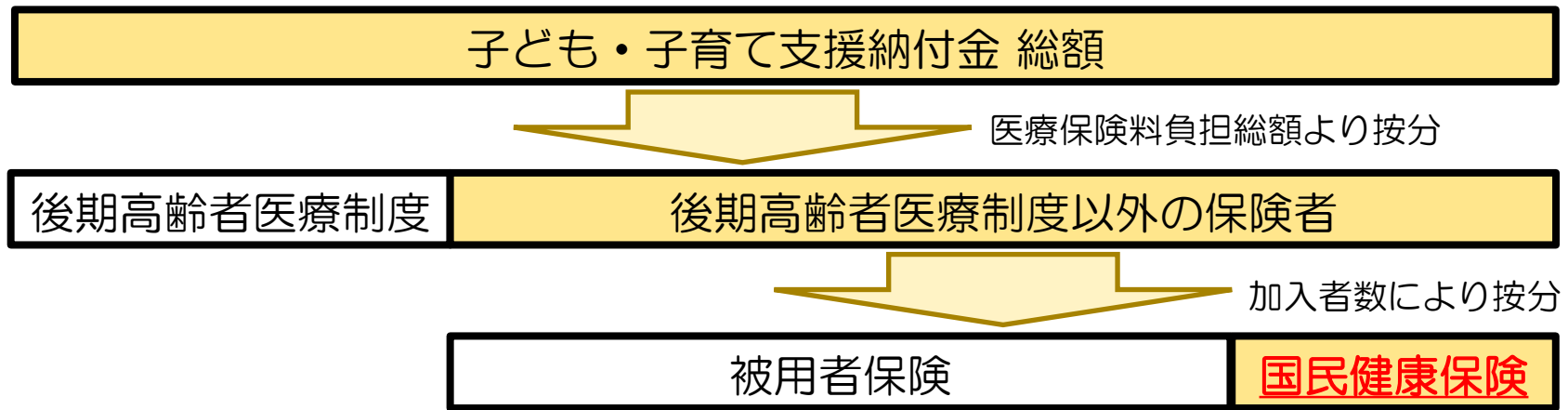
被保険者数（本市見込）

	令和8年度 予算	令和7年度 予算	増減	増減率
被保険者数	23,562人	24,100人	△538人	△2.2%
うち介護納付金あり	8,379人	8,515人	△136人	△1.6%

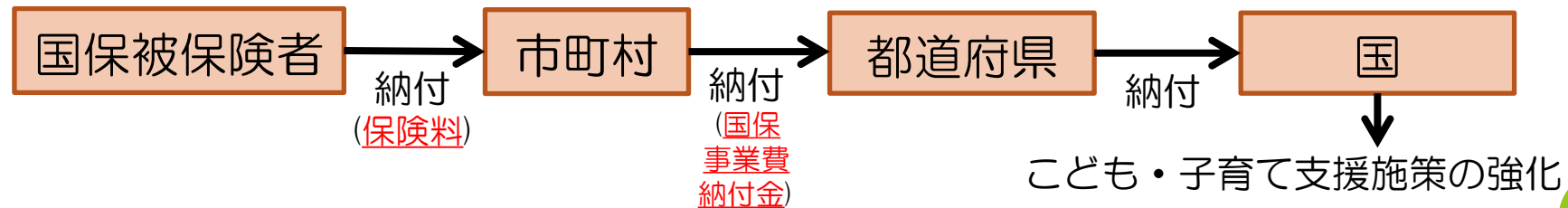
【参考】子ども・子育て支援金制度について①

○子ども・子育て支援納付金の負担配分

保険料等を財源として、健康保険の各保険者が負担



○子ども・子育て支援納付金の流れ



(医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分と同様、国・県・市の公費負担あり。)

【参考】子ども・子育て支援金制度について②

○子ども・子育て支援納付金の段階的な増加

令和8年度から令和10年度にかけて、段階的に増加する。

子ども・子育て支援納付金の総額（目安）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
全国	約 6,000億円	約 8,000億円	約 1兆円

令和8年度の本市被保険者における
年間平均保険料（子ども・子育て支援納付金分）は、
3,549円を見込んでいる。

⇒段階的に増加する見通し。

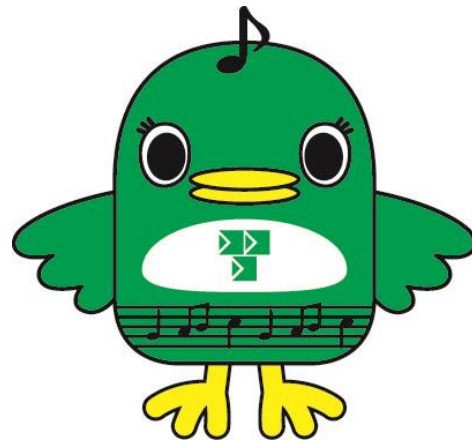
令和8年度予算の見通し

1人あたり国保事業費納付金の増加等により、
現行の保険料率（医療分・後期分・介護分）
の維持を条件とすると

約3億1千万円の収支不足が見込まれる。

⇒保険料率の改定が必要。

○保険料率改定の考え方



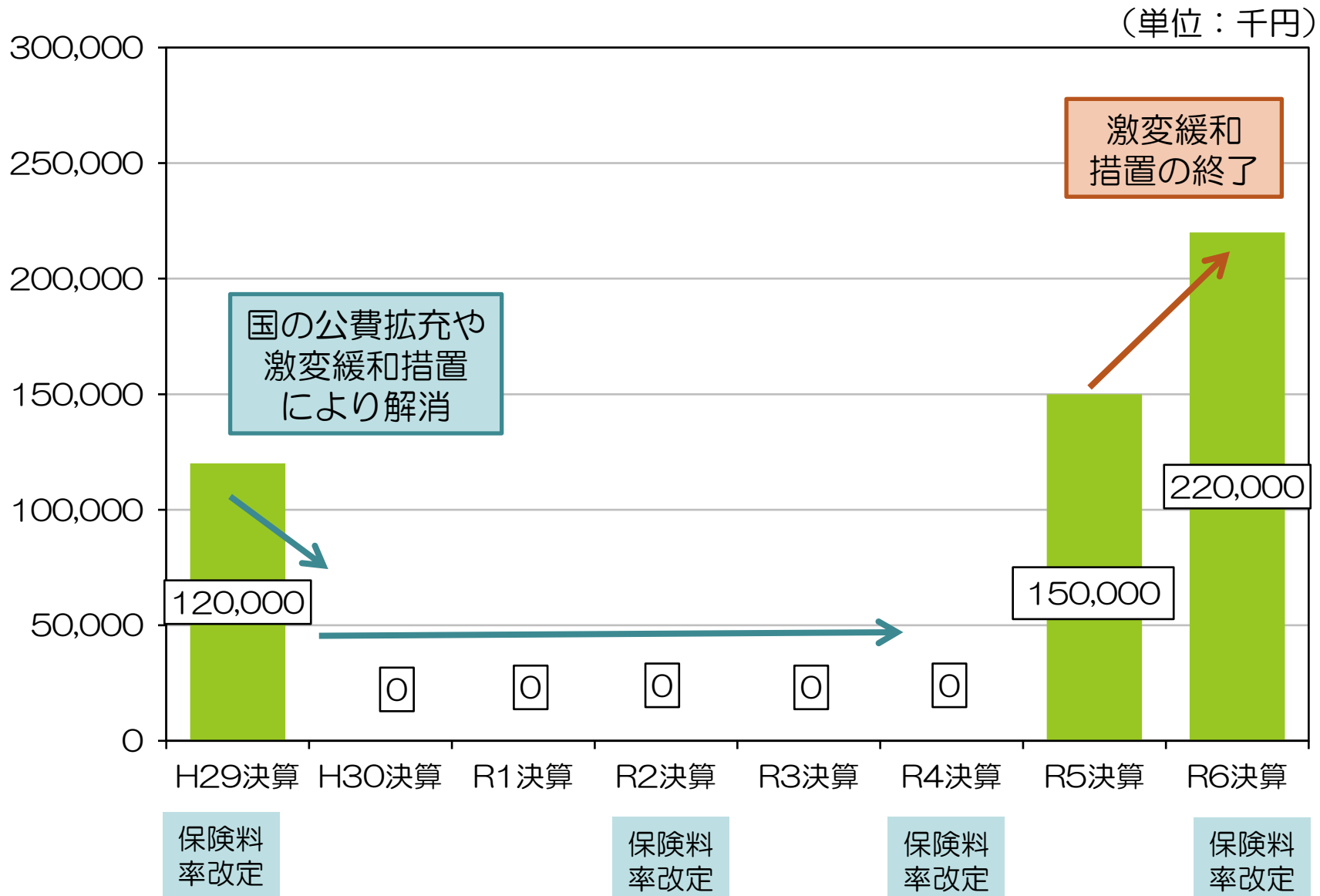
保険料率改定の考え方

保険料率は、

国保事業費納付金等の財源を確保できるように設定
することが原則。

ただし、令和5年度から
保険料負担の急増を避けるため、
収支不足の一部を「その他繰入金」で補填しており、
段階的な削減・解消を図る必要がある。

令和6年度までの「その他繰入金」の推移



しかしながら

第2期千葉県国民健康保険運営方針においては…

「決算補填等を目的とした法定外繰入（その他繰入金）は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。

よって、これまでに市町村が作成した赤字削減・解消計画を勘案し、県全体として令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする。

新たに決算補填等目的の法定外繰入が発生した場合も、令和12年度までに解消することとする。」

「その他繰入金」にかかる本市の方針

＜令和6年度まで＞

原則として「その他繰入金」の削減・解消を図ることを目指すとともに、社会情勢を踏まえつつ、保険料率を定める。



しかしながら、1人あたり国保事業費納付金の増加は今後も続くことが見込まれる中で、

千葉県の運営方針に従い、

令和12年度までに「その他繰入金」を解消するには、

毎年度の保険料率改定が避けられない。



＜令和7年度から＞ ー目標年度を明確化ー

目標年度である令和12年度に向けて、「その他繰入金」の段階的な削減・解消を図るため、各年度の目標値を設定。

赤字削減・解消計画（国通知に基づく計画策定）

○作成対象

決算において赤字が生じ、赤字が生じた年度の翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村。

○計画の内容

赤字の原因を分析した上で、赤字削減・解消のための基本方針、具体的な取組内容を定めるとともに、赤字削減の目標年次及び年次毎の計画を定める。

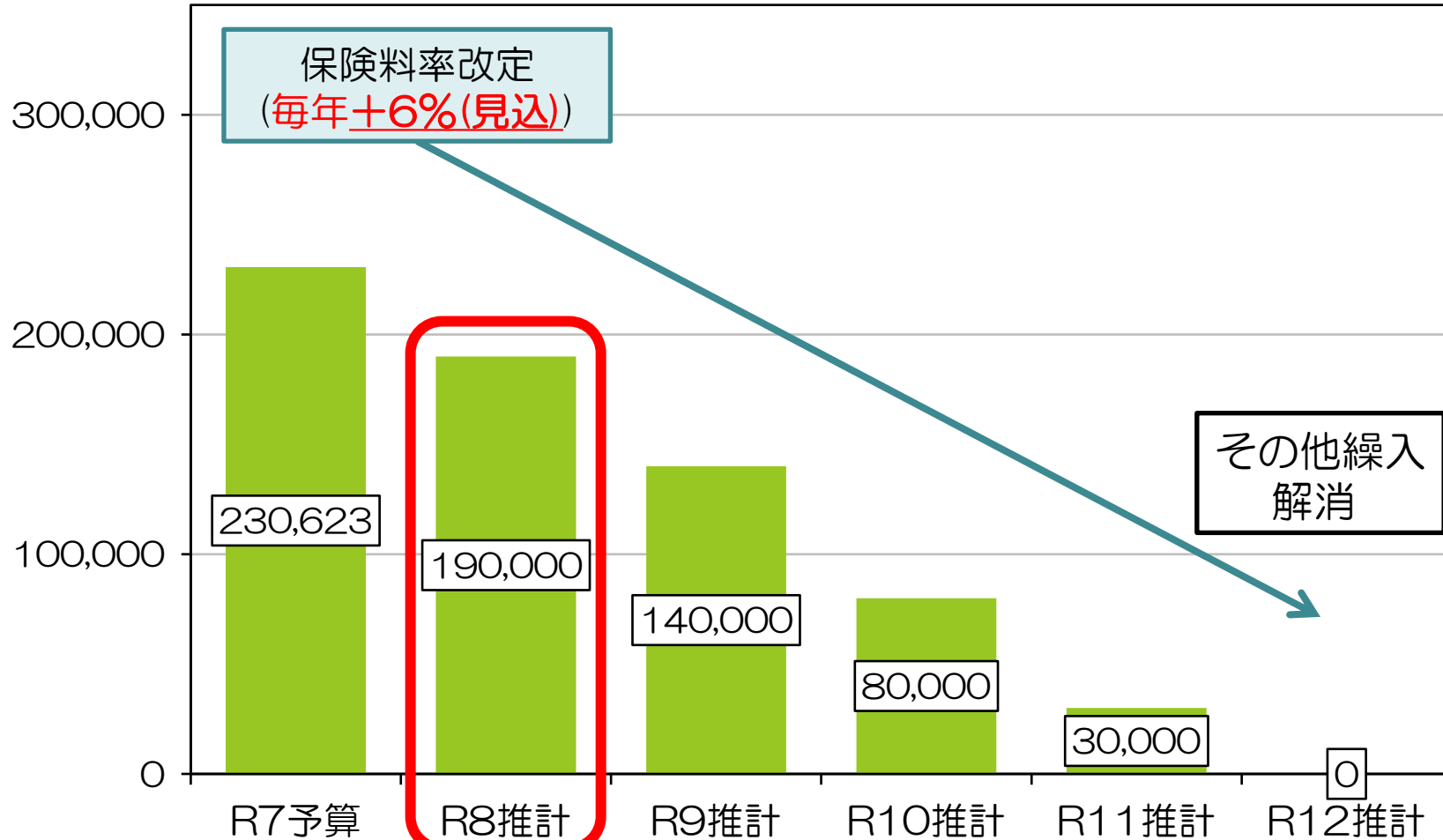
○計画期間

計画期間は国保運営方針の期間との調和を図り、原則6年以内。

本市では、令和5年度に赤字が発生し、令和6年度に計画を策定した。
令和7年度から令和12年度までの6年間を計画期間として、
段階的な削減・解消を図ることとしている。

赤字削減・解消計画における目標値 (令和7年度以降の「その他繰入金」の目標値)

(単位：千円)

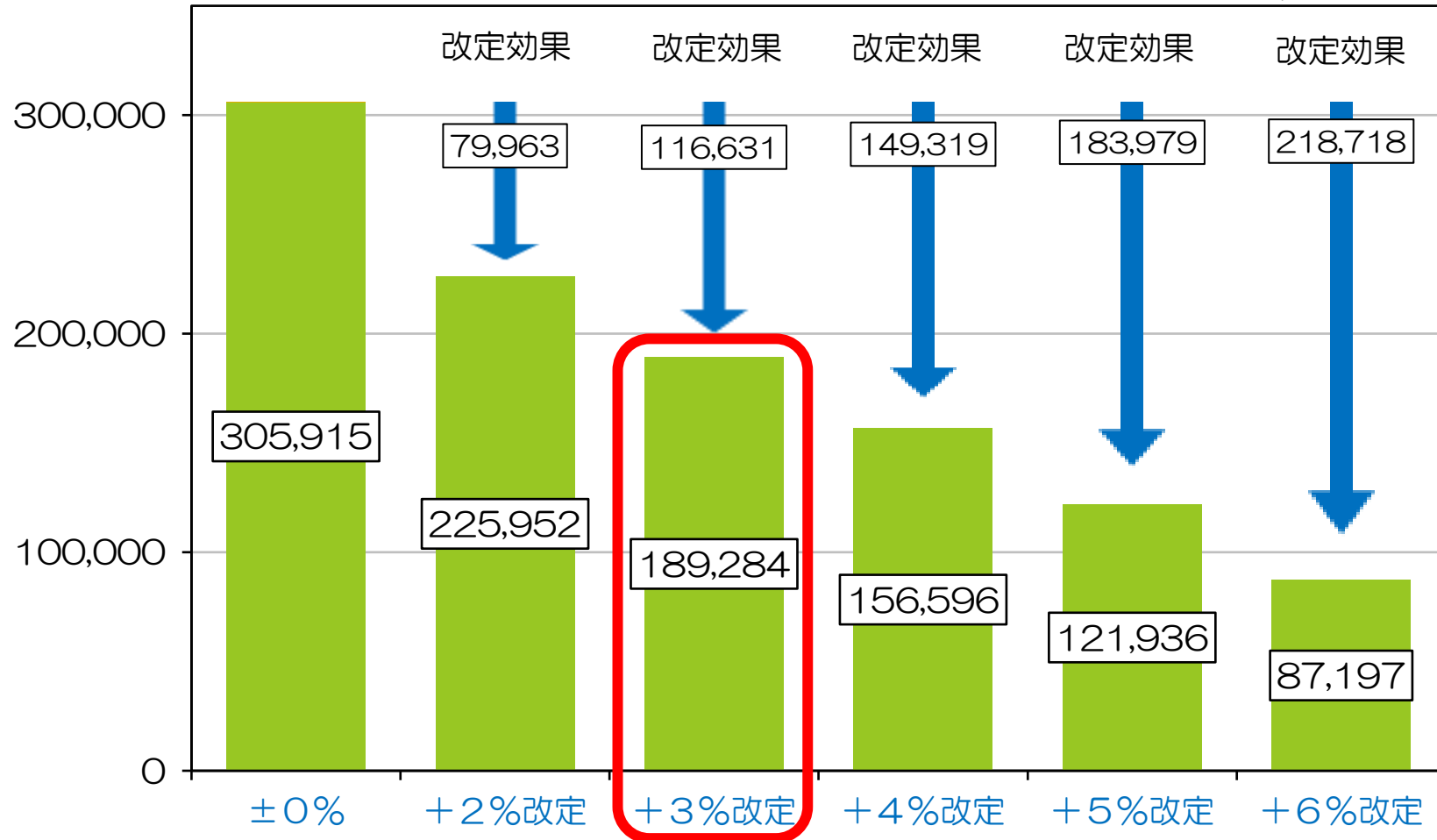


⇒令和8年度は、「その他繰入金」を1億9千万円以下とすることが目標。

保険料率改定の規模は、千葉県から示される納付金の額に応じて毎年度精査。

令和8年度における 保険料率改定効果額及び「その他繰入金」

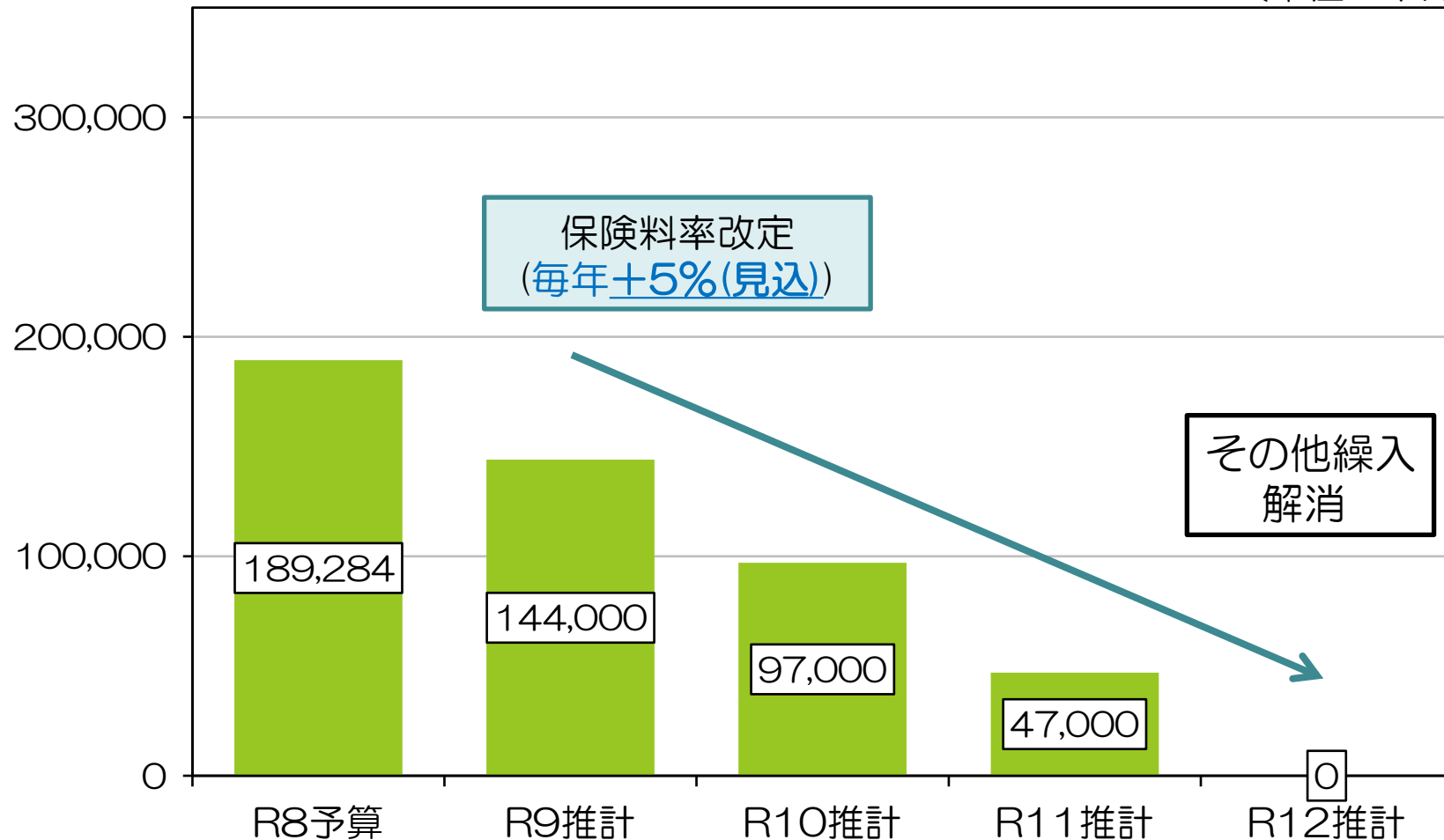
(単位：千円)



⇒ **+3%の改定により、目標の達成が可能**。(被保険者の所得が伸びていること、納付金の伸びが例年より緩やかであること等から、計画上見込んだ+6%を下回ったもの。)

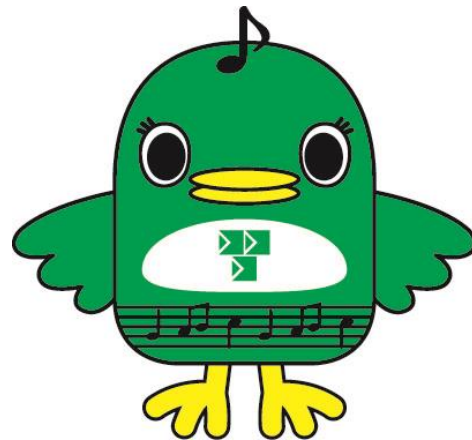
令和8年度以降の「その他繰入金」の見通し

(単位：千円)



⇒1人あたり国保事業費納付金の平均的な伸び率を+3.5%と仮定。
+5%の改定のうち、約3.5%が納付金増額対応分、約1.5%が赤字削減分。

○保険料率改定の内容



保険料率改定の内容

3%の保険料率改定を行った場合

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割率	8.29% <8.10%> (+0.19%)	2.62% <2.60%> (+0.02%)	2.60% <2.60%> (±0%)
均等割額	26,300円 <24,400円> (+1,900円)	16,400円 <15,400円> (+1,000円)	16,500円 <15,600円> (+900円)
平等割額	14,100円 <13,500円> (+600円)	—	—

※< >内は、現行の保険料率
 ()内は、現行の保険料率との差

被保険者への影響

(1世帯あたり年間保険料)

(単位：円)

	改定後	現行	改定額	1か月あたりの改定額
介護なし	161,456	156,544	+4,912	+409
介護あり	197,769	192,160	+5,609	+467
全体	176,837	171,630	+5,207	+434

(1人あたり年間保険料)

(単位：円)

	改定後	現行	改定額	1か月あたりの改定額
介護なし	120,492	116,827	+3,665	+305
介護あり	152,770	148,486	+4,284	+357
全体	131,971	128,085	+3,886	+324

被保険者への影響

所得区分別年間保険料（1人世帯）

（単位：円）

	所得	改定後	現行	改定額	1か月あたりの改定額
介護なし	43万円以下	17,000	15,900	+1,100	+92
	100万円	107,500	103,500	+4,000	+333
	200万円	228,000	221,200	+6,800	+567
	300万円	337,100	328,200	+8,900	+742
	500万円	555,300	542,200	+13,100	+1,092
介護あり	43万円以下	21,900	20,500	+1,400	+117
	100万円	135,500	130,800	+4,700	+392
	200万円	285,300	277,600	+7,700	+642
	300万円	420,400	410,600	+9,800	+817
	500万円	690,600	676,600	+14,000	+1,167

被保険者への影響

所得区分別年間保険料（2人世帯）

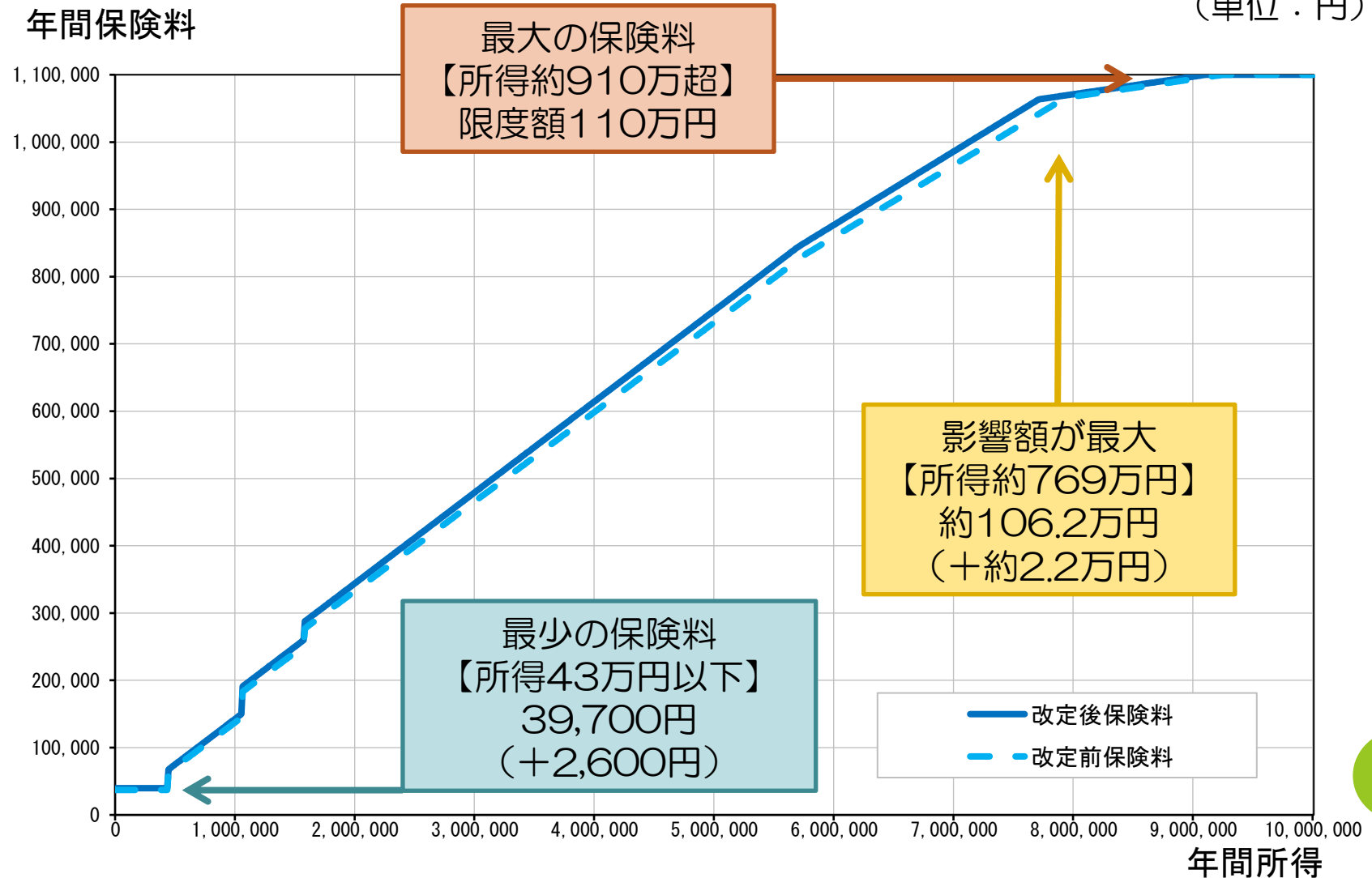
（単位：円）

	所得	改定後	現行	改定額	1か月あたりの改定額
介護なし	43万円以下	29,800	27,800	+2,000	+167
	100万円	111,900	107,500	+4,400	+367
	200万円	270,700	261,000	+9,700	+808
	300万円	379,800	368,000	+11,800	+983
	500万円	598,000	582,000	+16,000	+1,333
介護あり	43万円以下	39,700	37,100	+2,600	+217
	100万円	143,200	137,900	+5,300	+442
	200万円	344,500	333,000	+11,500	+958
	300万円	479,600	466,000	+13,600	+1,133
	500万円	749,800	732,000	+17,800	+1,483

被保険者への影響

所得区分別年間保険料（2人世帯・介護あり）

（単位：円）



効果額 1億1千663万1千円

(単位：千円)

	改定後	現行	増減
保険料 (一般・現年)	2,909,305	2,823,578	<u>+85,727</u>
基盤安定繰入金等	620,387	589,483	<u>+30,904</u>
計			<u>+116,631</u>

(単位：千円)

	改定後	現行	増減
その他繰入金	189,284	305,915	<u>△116,631</u>

保険料率等の試算（子ども・子育て支援納付金分）

令和8年度から、子ども・子育て支援金分が創設される。

（保険料率）

	子ども・子育て分
所得割	0.30%
均等割	1,900円
18歳以上 被保険者 均等割	80円

⇒国保事業費納付金を
納めるために
必要な保険料率を設定

18歳未満の均等割の減額に係る負担分

（1世帯あたり年間保険料）

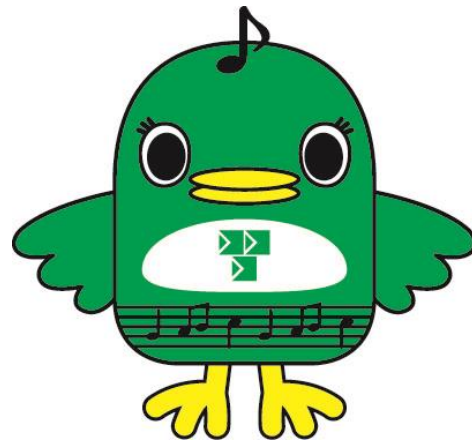
	子ども・ 子育て分
1世帯あたり	4,756円

（1人あたり年間保険料）

	子ども・ 子育て分
1人あたり	3,549円

現行の医療分、後期分、介護分の
合計に対して約2.8%の規模

(参考)
令和8年度
国民健康保険特別会計
予算の見通しについて



歳入歳出予算

令和8年度予算の見通し

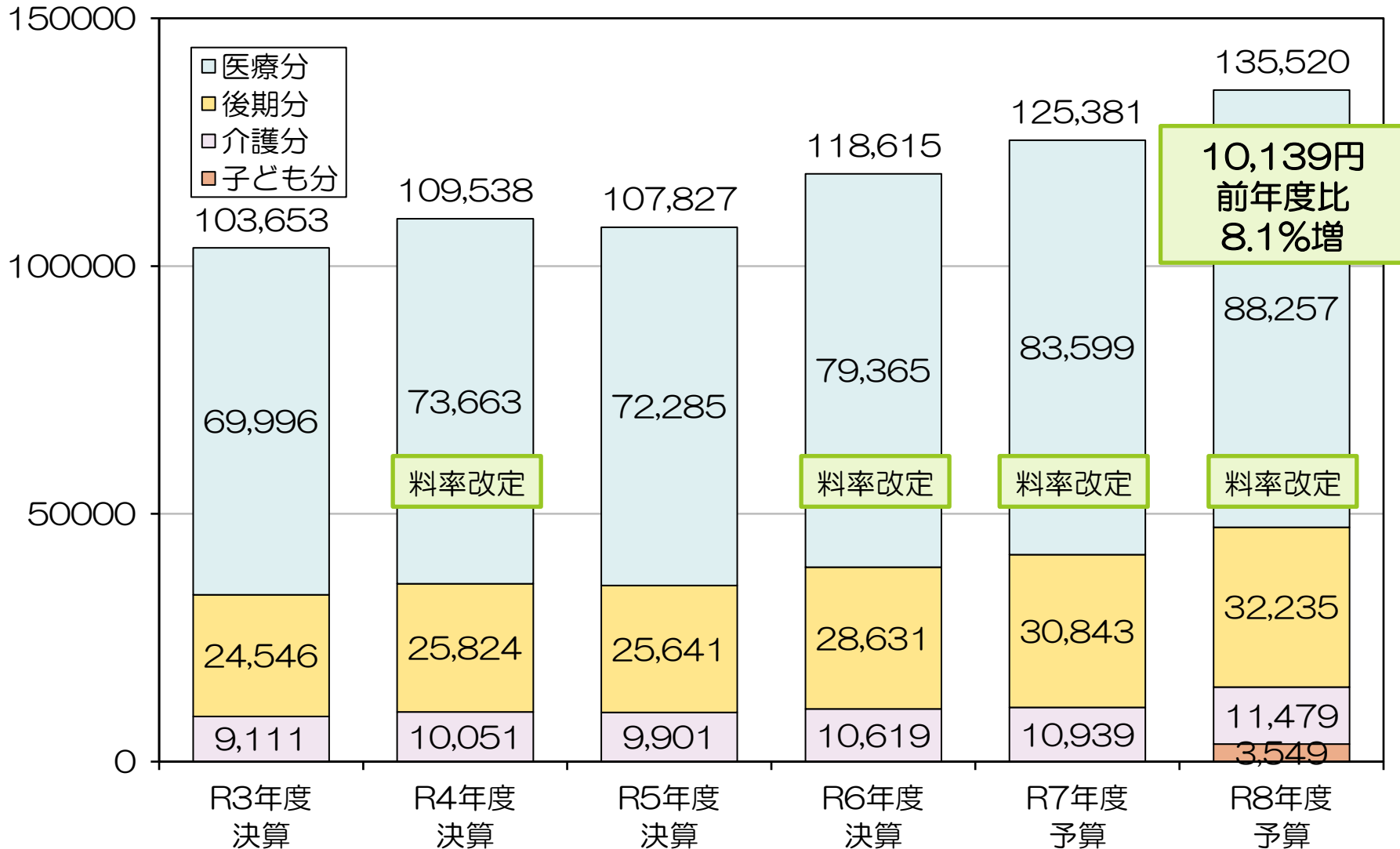
(単位：百万円)

歳 入			歳 出		
	令和8年度	令和7年度		令和8年度	令和7年度
国民健康保険料	3,111	2,937	保険給付費	8,308	8,174
県支出金	8,381	8,272	国保事業費納付金	3,926	3,788
繰入金	1,244	1,216	保健事業費	136	138
その他の収入	37	34	その他の支出	403	359
計	12,773	12,459	計	12,773	12,459

※被保険者数は23,562人を見込んでいる。
 (前年度予算対比538人、2.2%減)

1人あたり保険料の推移

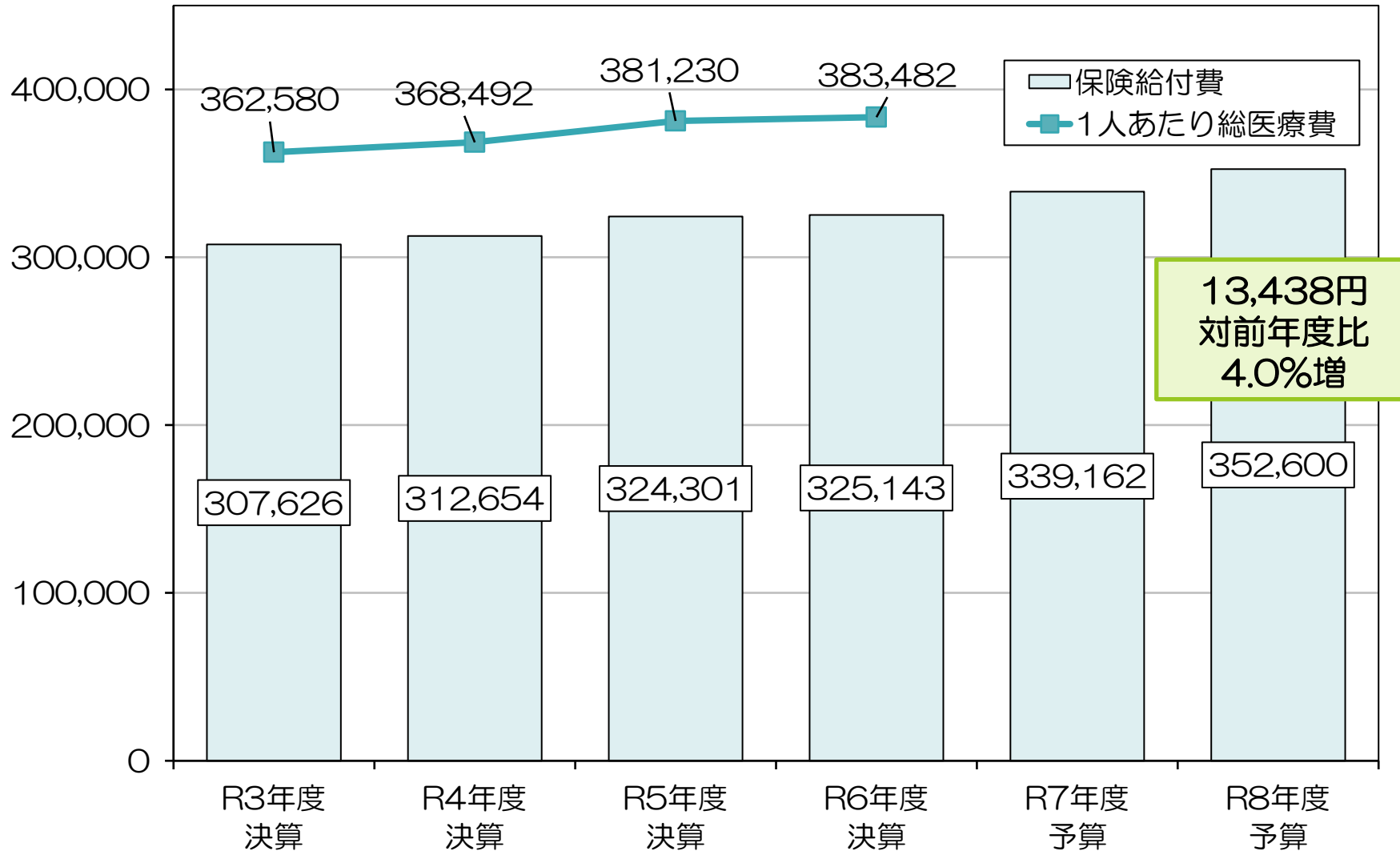
(単位：円)



※1人あたり保険料は、現年度分の保険料調定額を被保険者数で除したもの。
 (介護分についても、全体の被保険者数で除したものを掲載している。)

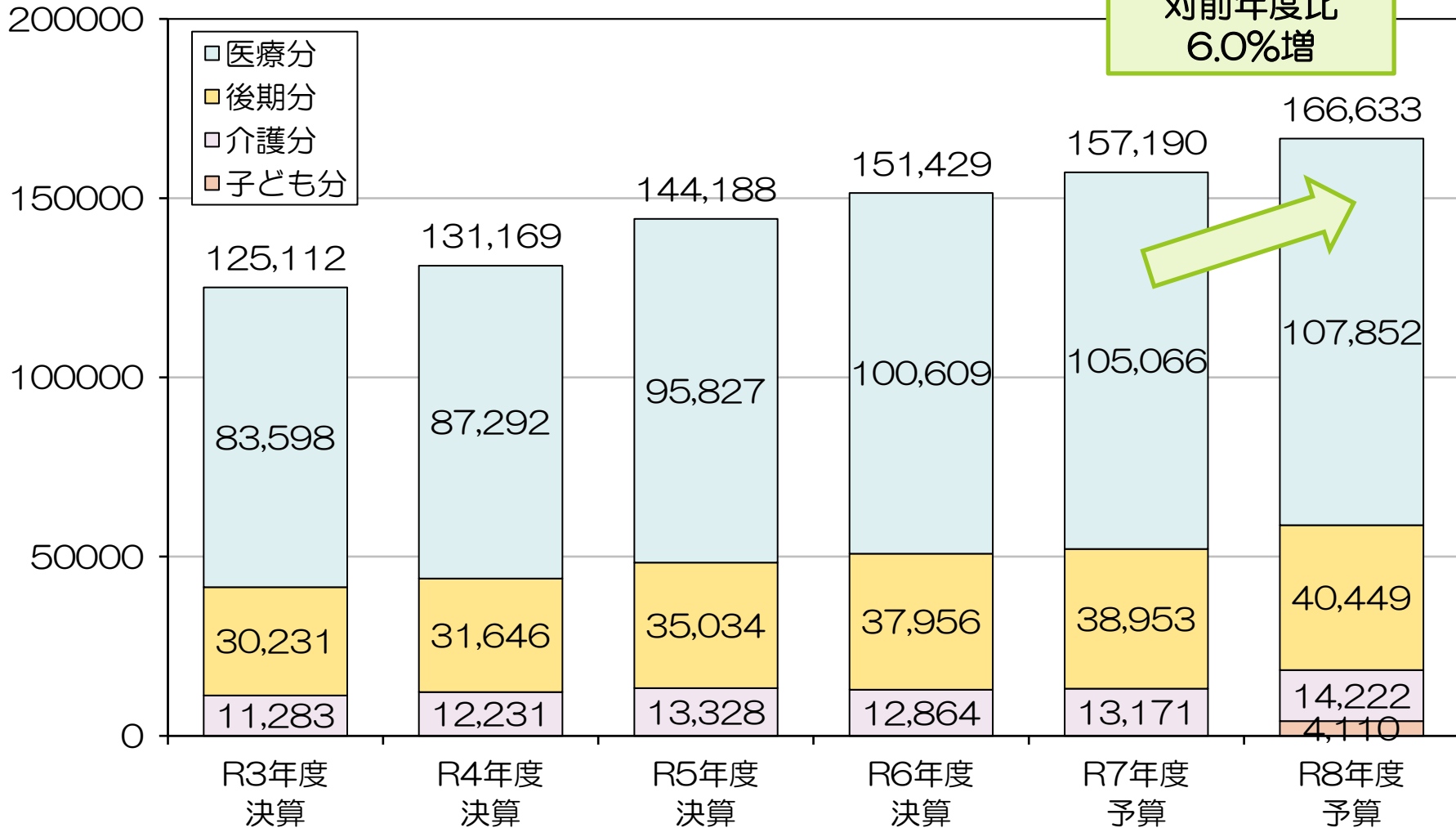
1人あたり保険給付費の推移

(単位：円)



被保険者1人あたり国保事業費納付金の推移

(単位：円)



※1人あたり国保事業費納付金は、国保事業費納付金を被保険者数で除したものの。
(介護分についても、全体の被保険者数で除したものを掲載している。)

繰入金の内訳

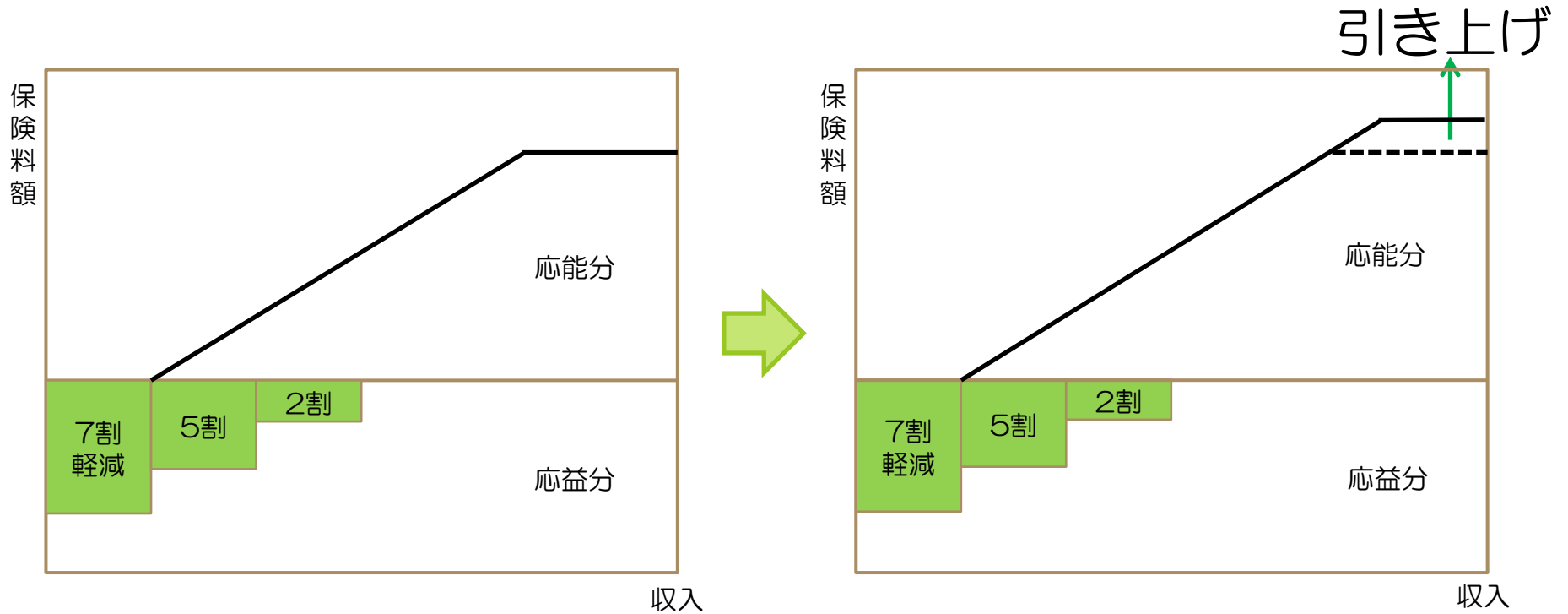
	R8予算	R7予算	増減
保険基盤安定繰入金	628,372	574,020	54,352
未就学児均等割保険料繰入金	6,166	5,228	938
産前産後保険料繰入金	2,800	1,918	882
職員給与費等繰入金	378,886	344,523	34,363
出産育児一時金等繰入金	0	20,960	△20,960
財政安定化支援事業繰入金	38,743	38,595	148
その他繰入金	189,284	230,623	△41,339
合計	1,244,251	1,215,867	28,384

出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金の費用の2/3を公費で賄うもので、国の方針により、令和8年度から廃止。
 (出産育児一時金の給付自体は、継続します。)

国保制度の見直し

賦課限度額の引き上げ

国の税制改正に伴い、賦課限度額が引き上がる。



高所得者の過度な保険料負担に配慮しつつ、
中・低所得層の保険料負担の抑制を図る。

賦課限度額の引き上げ

区分ごとの賦課限度額

	改定後	現行	改定額
医療分	<u>67万円</u>	66万円	<u>+1万円</u>
後期分	26万円	26万円	±0円
介護分	17万円	17万円	±0円
計	<u>110万円</u>	109万円	<u>+1万円</u>

子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は、3万円となります。

賦課限度額の引き上げ

限度額超過世帯数

	改定後	現行	差引
医療分	442世帯	448世帯	△6世帯
後期分	344世帯	344世帯	±0世帯
介護分	321世帯	321世帯	±0世帯

限度額到達収入額 ※2人世帯、世帯主のみ収入あり、給与収入のモデルケース

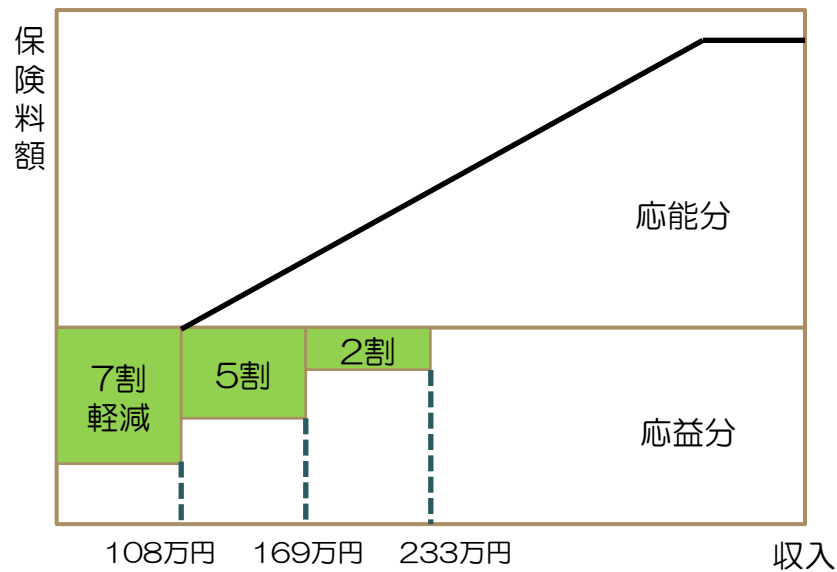
	改定後	現行	差引
医療分	966万円	954万円	+12万円
後期分	1,105万円	1,105万円	±0円
介護分	755万円	755万円	±0円

保険料賦課総額の増加見込

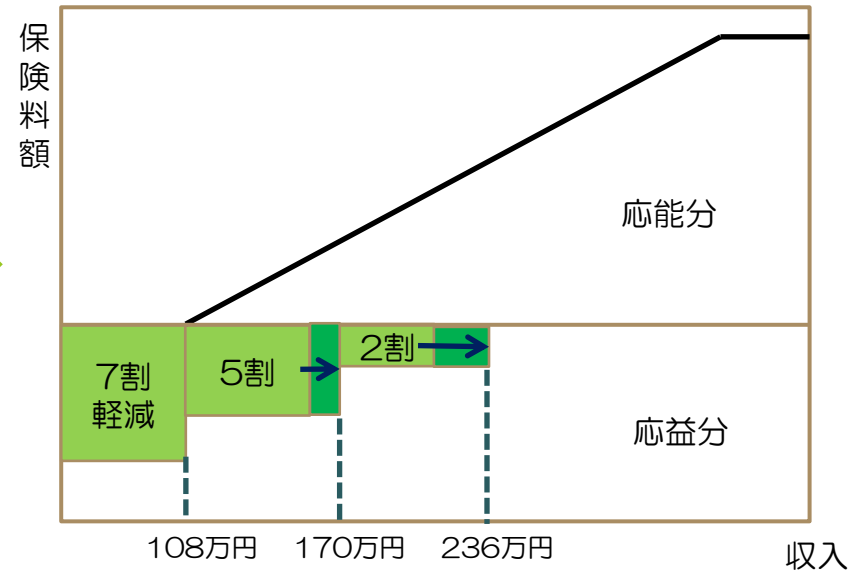
医療分	後期分	介護分	合計
4,336千円	0円	0円	4,336千円

軽減対象所得基準額の引き上げ

世帯の所得に応じて、
均等割・平等割を軽減する措置の、対象世帯を拡大。



※ 2人世帯、世帯主のみ収入あり、給与収入



※ 2人世帯、世帯主のみ収入あり、給与収入

経済動向等を踏まえた見直し

軽減対象所得基準額の引き上げ

軽減対象所得基準額

	改定後	現行
7割 軽減	43万円	43万円
5割 軽減	43万円 + (<u>31万円</u> × 被保険者数)	43万円 + (30.5万円 × 被保険者数)
2割 軽減	43万円 + (<u>57万円</u> × 被保険者数)	43万円 + (56万円 × 被保険者数)

軽減対象所得基準額の引き上げ

軽減対象世帯数

(医療分・支援金分)

	改定後	現行	差引
7割軽減	4,798世帯	4,798世帯	±0世帯
5割軽減	1,965世帯	1,919世帯	46世帯
2割軽減	1,888世帯	1,885世帯	3世帯
計	8,651世帯	8,602世帯	49世帯

軽減なしから軽減2割となる世帯49世帯
 軽減2割から軽減5割となる世帯46世帯
 結果、影響を受ける世帯は、95世帯

(2割軽減は49世帯増加するが、46世帯が5割軽減に移行するため、結果として3(49-46)世帯の増加となる。)

軽減対象所得基準額の引き上げ

軽減総額の増加見込

医療分	後期分	介護分	計
1,268千円	605千円	145千円	2,018千円



保険基盤安定制度により、公費で補てん

(負担割合 県3/4 市1/4)

審議 (1)

国民健康保険料の 保険料率改定について

